

第2 仮使用承認の申請

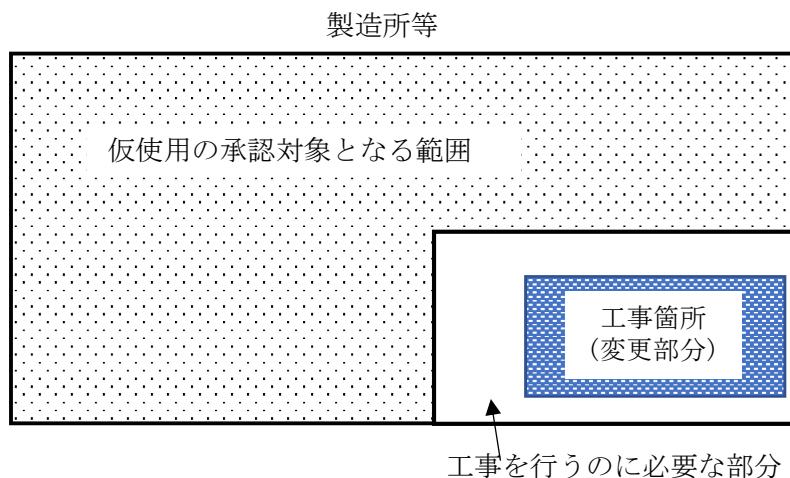
法第11条第5項ただし書き関係	・仮使用の承認
規則第5条の2関係	・仮使用の承認の申請
規則第5条の3関係	・変更の許可及び仮使用の承認の同時申請
規則第9条第1項	・申請書等の提出部類
市危則第5条関係	・仮使用の承認

1 仮使用の承認対象

- (1) 製造所等の仮使用の承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない部分とする。(S46.7.27 消防予第105号通知)
- (2) タンク内に危険物が貯蔵されているときは、危険物施設を使用していることとなるので、変更許可の際に仮使用の承認が必要となる。ただし、地下貯蔵タンクに限り、火災予防上必要な措置が講じられている場合は、当該タンクに危険物が残存していても、使用していないものとみなすことができる。◆

(3) 仮使用の承認対象となる範囲

製造所等変更の工事にかかる部分とは、実際に工事を行う箇所と当該工事を行うのに必要な部分をいう。◆



図第2-2-1

2 承認条件

仮使用を承認する要件は、工事の内容、期間、規模等の実態に応じ、次に掲げる事項のうち必要と認められる事項について適合していなければならない。◆

- (1) 工事計画
 - 災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。
- (2) 安全管理組織
 - ア 施設側事業所及び元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。
 - イ 工事関係者と危険物施設の運転関係者の間における工事の開始・終了の連絡、工事の内容、進捗状況及び危険物の取扱い状況等の報告等の事前協議事項が明確にされていること。
 - ウ 始業前及び終業後の点検、火気使用に伴う安全措置の点検及び仮使用部分における災害の発生防止又は早期発見のための巡回等の管理体制が明確にされていること。
 - エ 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

(3) 工事中の安全対策

- ア 工事部分と仮使用部分とが明確にされ、かつ、工事部分と仮使用部分は工事の内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。
- イ 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、落下物による事故防止のため有効な措置が講じられていること。
- ウ 工事を行うタンク、配管又は機器内の危険物、可燃性の蒸気又は可燃性のガスの除去及び工事部分以外の部分と導通している配管、ダクト又は排水溝等の閉塞板、仕切板等による遮断の措置が講じられていること。
- エ 工事場所の周囲には、関係者以外の者が出入りできないように仮囲いの設置等有効な措置が講じられていること。
- オ 工事部分は、工事に必要な十分な広さが保有されていること。なお、給油取扱所の仮使用部分については、給油業務に支障とならない広さの空地が確保されていること。

(4) 火気管理

- 火気（裸火、溶接・溶断火花、電気火花、衝撃火花、摩擦熱等の発火源となるエネルギーをいう）を発生し又は発生するおそれのある工事は、やむを得ない場合に必要最小限度で行うものとし、次に掲げる措置が講じられていること。
- ア 火気使用の内容及び範囲並びに火気使用に伴う制限事項を明確にすること。
 - イ ガス検知器等による可燃性の蒸気又はガスの確認を行うこと。
 - ウ 火気使用場所直近には、消火器等を配置すること。

(5) 照明及び換気

- 工事に用いる照明器具等は、火災予防上支障のないものを用いるとともに、必要に応じ換気が十分に行われること。

(6) 仮設施設、設備等の安全措置

- 工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあっては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

(7) 機能阻害対策

- 工事に伴い、防火塀、防油堤、排水溝、油分離槽、消火設備等防災上不可欠な設備等の機能を阻害する場合には、代替措置が講じられていること。なお、この場合に設置する仮設設備等は、承認要件に係る設備として取り扱うものとする。

(8) その他保安措置

- ア 風水害等における対応策が講じられていること。
- イ 建設用重機を用いる場合は、その作業に伴い設備及び機器を損傷させないよう安全対策が講じられていること。
- ウ その他工事の内容に応じた保安措置を講ずること。

3 仮使用の期間

- 仮使用の期間は、製造所等の変更許可を受けて当該変更の工事に着工したときから、完成検査済証が交付されるまでの間とする。◆

4 変更許可及び仮使用承認の同時申請

- 仮使用の承認と変更の許可を併せて申請しようとする者は、規則第5条の3に規定する「変更許可及び仮使用承認申請書」により行うことができる。

5 複数の変更工事に伴う仮使用の手続き

1の製造所等において、複数の部分で変更工事が行われ、工事が終了した部分から使用する場合の取り扱いについては、次によること (H11.3.23 消防危第24号通知)

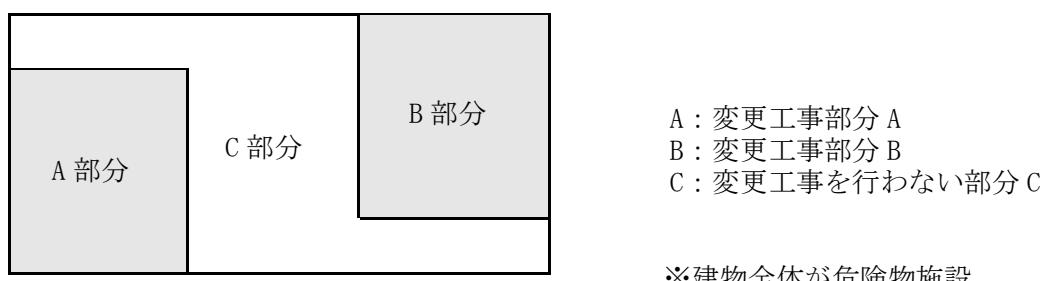
(1) 複数の変更工事に係る許可、完成検査及び仮使用について 1の製造所等において、設備機器の配置、関連性等を勘案し相互に区別することができる複数の変更工事については、当該施設の所有者等の希望により区分された変更工事ごとに変更許可をすることができる。

この場合において、それぞれの変更工事について、工事が終了した後、当該変更に係る部分が変更許可どおりに完成していることを確認するための完成検査を実施する。

また、当該完成検査を実施した部分については、市町村長等が仮使用承認を行うことにより仮に使用することができる。

(2) 危険物施設における複数の変更工事に係る完成検査等の手続の例

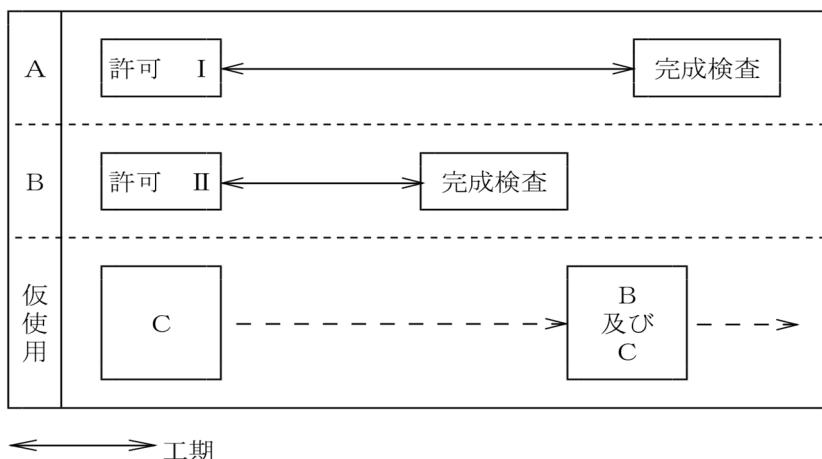
危険物施設の完成検査等（許可、完成検査及び仮使用）の手続の具体例及び留意事項については、次のとおりであること。



図第 2-2-2

ア 複数の変更工事について、それぞれ変更許可を行う場合

(ア) 工期が重複する複数の変更工事の場合



a A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可 I 及び許可 II を行うとともに、変更部分以外のC部分の仮使用承認申請について承認する。この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

※最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可 I 及び許可 II の変更許可番号等を記載することにより、許可 I 及び許可 II の両方に係るものであることを明記すること。

b B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

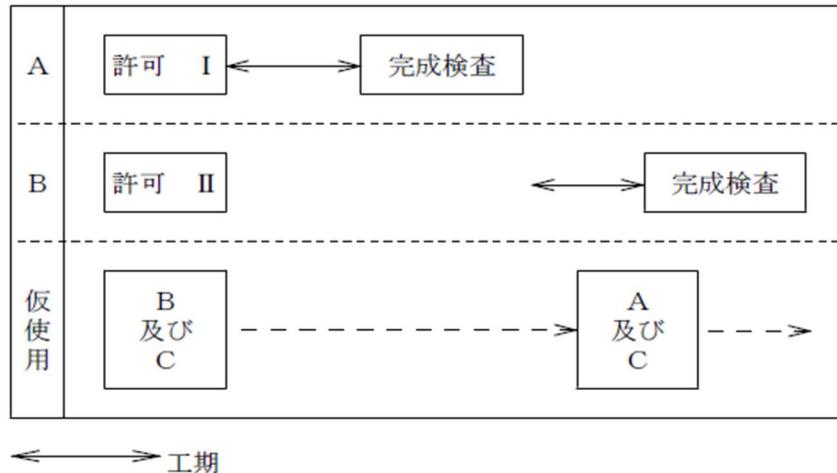
c B部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。

※先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、あらたにB部分及びC部分の仮使用承認を行うこと。また、仮使用承認申

請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可 I の変更許可番号等を記載することにより、許可 I に係るものであることを明記すること。

- d A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(イ) 工期の重複しない複数の変更工事部分の場合



- a A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可 I 及び許可 II を行うとともに、許可 I の変更工事部分以外の部分 (B部分及びC部分) の仮使用承認申請について承認する。この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

※最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可 I の変更許可番号等を記載することにより、許可 I に係るものであることを明記すること。

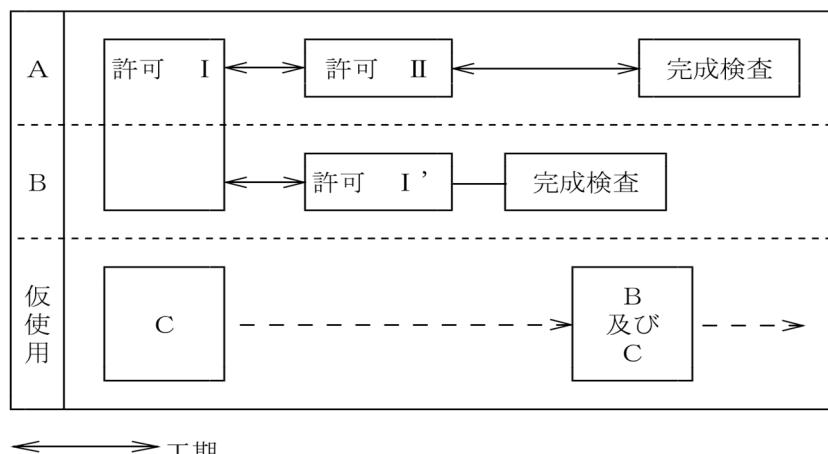
- b A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

※先行して完成したA部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、新たにA部分及びC部分の仮使用承認を行うものであること。

また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可 II の変更許可番号等を記載することにより、許可 II に係るものであることを明記すること。

- c B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

イ 複数の変更工事部分について1の変更許可を行う場合（同時に完成検査を受ける予定の場合に限る。）



- (ア) A部分及びB部分を1の変更許可申請で許可 I を行うとともに、変更部分以外のC部分の仮

使用承認申請について承認する。

※最初の仮使用承認の際は、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅰの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅰに係るものであることを明記すること。

(イ) B部分の工事が先に終了することになり、当該部分について先に完成検査を受けることとなった場合は、許可Ⅰの工事範囲をBの部分に縮小（許可Ⅰ'）するとともに、Aの部分について新たな許可Ⅱを行う。

B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(ウ) B部分及びC部分の仮使用の承認申請について承認する。

※先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認されている仮使用に代えて、新たにB部分及びC部分の仮使用承認を行うものであること。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Ⅱの変更許可番号等を記載することにより、許可Ⅱに係るものであることを明記すること。

A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

(3) 仮使用の承認について

1の製造所等で、複数の変更工事が行われている場合における仮使用については、現に変更工事が行われている部分を確実に把握し、工程や作業日程に無理がなく、複数の工事箇所における危険要因が相互に把握され、必要な安全対策が講じられていること等、製造所等全体の安全を確認したうえ、承認する。

6 仮使用承認の取消し

仮使用承認を受けたものについて、次に各号に該当する場合は、その承認を取り消すものであること。

(1) 作為的に虚偽の申請を行って承認を受けたとき。

(2) 仮使用承認を受けた後、工事内容、方法等が変わり火災予防上支障があると市長又は消防長が認めたとき。

(3) 承認基準に基づく火災予防上必要な措置を怠ったとき。